

# ○社会福祉法人東員町社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営細則

## (目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人東員町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第7条第7項の規定に基づき評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項について定める。

## (委員会の設置)

第2条 委員会は、本会の評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

## (委員の構成)

第3条 委員会は、外部委員3名で構成する。

## (事務局)

第4条 委員会の運営を円滑に行うため、本会総務福祉係に事務局を置く。

## (委員の選任及び任期)

第5条 委員の選任及び解任は、理事会において行う。

- 2 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとすることができる。
- 4 委員が次の各号に該当するときは、理事会の決議により解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

## (報酬及び費用弁償額)

第6条 委員の報酬の額は次のとおりとし、会長が召集する選任・解任委員会に出席した場合に支給する。

- (1) 評議員選任・解任委員 1回 5,000円
- 2 費用弁償は、報酬に含まれるものとする。

## (招集)

第7条 委員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

## (招集通知)

第8条 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長の選任)

第9条 委員会の議長は、その都度委員の互選とする。

(評議員候補者の推薦及び解任の提案)

第10条 評議員選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、評議員選任規程に基づき、理事会が行う。

(評議員の選任)

第11条 委員会は、理事会から本会の評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と本会及び役員等との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

(評議員の解任)

第12条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けたうえで審議し、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第13条 委員会の決議は、外部委員の3名が出席し、かつ、2名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第14条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は次に掲げる事項を内容とする。
  - (1) 委員会が開催された年月日及び場所
  - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
  - (3) 委員会に出席した委員の氏名
  - (4) 委員会の議長の氏名
- 3 委員長は、議事録に署名又は記名押印する。

(補則)

第15条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

(改廃)

第16条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 附 則

この細則は、平成28年12月26日から施行する。

2 この細則の規定より、最初に就任する委員のみ任期を1年伸長する。